

食品表示の信頼の回復

不正を見逃さない監視体制の整備や消費者に分かりやすい表示制度の普及を通じて、食品表示の信頼を回復

1, 102 (324) 百万円

1 ポイント

- ① 表示事項の科学的検証技術の確立、消費者等からの情報収集機能の強化等を通じて食品表示の監視体制を整備
- ② 有機食品、特別栽培農産物の表示等、消費者に分かりやすく、信頼され、安心される表示の普及を推進

2 施策の具体的内容

(1) 食品表示の監視体制の整備

- ① DNA解析技術や微量分析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術の実用化及び公定法の確立 93 (0) 百万円
- ② 地域段階での食品表示ウォッチャーの大幅な増員や、食品表示110番の設置等都道府県が行う取組への支援の強化 76 (38) 百万円
- ③ 食品表示タウンミーティングの開催等を通じた食品表示制度の積極的な普及啓発、中央段階での食品表示ウォッチャーの増強や、消費者団体が行う食品表示学習会への支援等の実施による食品表示適正化の推進 257 (157) 百万円

(2) 消費者に分かりやすい表示制度の普及

- ① 有機農産物（JAS規格）の普及を促進するため、認定希望農家に対するほ場での実地講習、消費者を対象としたシンポジウムを開催するとともに、登録認定機関の認定業務のレベルアップのための研修を実施 40 (16) 百万円
- ② 現在検討が行われている特別栽培農産物の表示制度の検討結果を踏まえて整備される新たな表示ルールを、消費者に迅速に普及 50 (0) 百万円
- ③ 地域の特色ある原材料又は製法を用いて生産された地域食品を認証しその普及を促進 82 (59) 百万円

3 事業実施主体

- (1) ①独立行政法人 ②都道府県 ③民間団体
- (2) ①民間団体 ②都道府県など ③都道府県・民間団体

[担当課：総合食料局品質課 (03-3501-4094 (直))]